

2016年2月IFRS諮問会議出席報告

みずほ証券株式会社
市場情報戦略部・上級研究員
IFRS 諮問会議・副議長
熊谷五郎

I. はじめに

2016年2月23、24日、ロンドンにおいてIFRS財団¹・IFRS諮問会議(IFRS-AC)が開催された。以下、その概要を報告する。

IFRS-ACは、国際会計基準審議会(IASB)、IFRS財団トラスティーに対して、戦略的な検討事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議で、毎年2月、6月、10月と年3回、ロンドンで開催される²。現在は、議長1名、副議長2名、委員45名の48名からなり、先進国、新興国の作成者、利用者、監査人、監督当局、学界などの利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本選出のIFRS-AC委員は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社財務部長・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の2名であるが、筆者は2015年2月より副議長としてJoanna Perry議長を補佐している³。2016年2月の会議は、石原氏が業務多忙のために欠席であった。また、金融庁金融国際審議官である河野正道氏が、モニタリングボード⁴議長の立場で出席した。

II. 2016年2月開催IFRS諮問会議・議事概要

今回のIFRS-ACの議事一覧は図表の通りである⁵。以下本稿では、主要な議題についてAC会議における議論を紹介する。

図表 2016年2月開催 IFRS 諮問会議 議事一覧

番号	日時	議事
1	2月23日 9:15-9:45	開会・IFRS-AC議長によるプレビュー
2	同 9:45-10:30	IASBおよびIFRS財団の活動報告
3.	同 11:15 -12:00	適用後レビューに関するアプローチ

¹ 国際財務報告基準(IFRS)の基準設定主体であるIASB、IFRS解釈指針委員会を傘下に有する財団で、IASBの活動を財務面、人事・運営面でサポートする。

² なお、今回の会議において2017年より年2回開催に変更されることとなった。

³ もう1名の副議長は、国際金融協会(Institute of International Finance IIF)を代表して、HSBC Holdingsの副主計部門長(Deputy Group Chief Accounting Officer)のGavin Fraicis氏が務めている。

⁴ モニタリングボードは、IOSCO及び主要関係国の規制当局代表からなり、公的立場からIFRS財団の活動を監視する。

⁵ 今回のACの資料や討議の様子は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-February-2016.aspx>

4	2月23日 13:00-13:30	IFRS 財団トラスティー活動報告
5	同 13:45-15:15	意見募集：「IFRS 財団の体制とその有効性」について ・ IASB スタッフによる概要説明 ・ 分科会
	同 13:45-14:30	
	同 14:30-15:15	
6.	同 15:15 – 16:15	・ IFRS 財団の資金調達（非公開） ⁶
7	同 16:15-17:00	企業報告の将来像：欧州会計士連盟（FEE）市中協議文書
(5)	同 17:00-17:30	意見募集：「IFRS 財団の体制と有効性」分科会報告
—	2月24日 8:00-9:15	投資家代表による朝食会 IFRS タクソノミと XBRL
7	同 9:30-11:30	企業報告の将来像： ・ 気候変動に関する FSB 開示 TF と Carbon Tracker Initiative ・ 分科会
	同 9:30-10:15	
	同 10:15 – 11:30	
8	同 11:30-12:30	概念フレームワーク：公開草案へのハイレベル・フィードバック
(7)	同 13:30 – 14:30	企業報告の将来像：分科会報告
9.	同 14:30-15:15	IFRS-AC メンバー組織の活動報告
		・ CFA 協会 ・ Corporate Reporting Users' Forum (CRUF)
10.	同 15:15-15:30	まとめ・閉会

出所： IFRS 財団

■ IASB および IFRS 財団の活動報告

ハンス・フーガフォースト IASB 議長より、教育目的のビデオ「IFRS は何故重要か？」を作成したこと、また、直近の組織変更により、IASB の導入支援チームと教育チームを統合したことが報告された。ビデオやこうした組織変更については、AC 会議委員からの反応は概ね好意的なものであった。

1月13日、IFRS 第16号「リース」を公表。この基準は現在 B/S に計上されていないオペレーティング・リースのオンバランス化を求めるもので、B/S の透明性が飛躍的に向上すると期待されている。また、新基準の公表と同時に、本格的な「影響度分析（Effect Analysis）」を実施したという点も、従来基準にはなかった点として強調された。

IFRS 第4号「保険契約」開発プロジェクトは2004年にスタートしたが、いよいよ最終基準の開発の段階に入りつつある。このプロジェクトは、非常に長い時間をかけて保険会社等の利害関係者との意見交換を行いながら、基準開発が進められている。現在、各国の保険会計基準はあまりにもバラつきが大きい上に、作成者の裁量を容認しすぎている。従って、IASB による新しい保険契約の会計基準は、会計処理の統一や透明性の向上という面では大きく改善が期待される一

⁶ IFRS 財団の資金調達は重要な議題であったが、非公開セッションのため、本稿では省略する。

方、作成者である保険会社の懸念も非常に強く、最終基準化に向けて今後も紆余曲折が予想されることが示唆された。

最後に、「開示プロジェクト」を含む「財務報告プロジェクト」の動向への言及があった。これらのプロジェクトの目的は、IFRS に準拠する財務諸表の「価値関連性 (relevance)」を高めるものである。「価値関連性」は「投資家の経済的意思決定に関連がある」ということなので、「価値関連性」を高めるということは、IFRS に準拠する財務諸表によって提供される財務情報が、より投資家の投資判断に資するものにするということでもある。これらのプロジェクトは、統合報告、電子開示などとも関連することを意図しているとの説明があった。

筆者からは、フーガーフォースト議長に、今後の米国基準とのコンバージェンスに関する考え方を聞いた。リース基準、保険、金融商品、収益認識は米国 FASB と共同開発を行ったものの、最終的には微妙な差異を生じ、結果として最近はダイバージェンスの力学が働いているように見えるためである。

筆者の質問に対して、フーガーフォースト議長からは、「足元では IFRS 第 3 号の企業結合の適用後レビューについて、のれんの償却か減損かという論点については FASB と足並みを揃えることで合意している。」との回答があった。また、将来について FASB は ASAF において積極的に発言しているなど、コンバージェンス維持のために FASB との様々な対話のチャンネルが開かれていることが強調された。

■ 適用後レビュー

適用後レビュー (Post-implementation Review, 以下 PIR) は現在、発効後数年の比較的新しい基準について実施されている。本セッションでは、PIR の目的、IASB のリサーチ・基準開発プロジェクトとの関係、実施タイミング、米国基準とのコンバージェンスとの関係について議論された。

まず PIR の目的については、「PIR 対象基準が、投資家の意思決定に有用な (価値関連性のある) 情報を提供しているかどうかに関する検討である。」という意見が大勢を占めた。「IASB のリソースに制約があることを考えると、必ずしも全ての個別基準を PIR の対象とする必要はない。」「PIR を実施すべきかどうか決定する前に、コスト・ベネフィットを考えて、どこにリソースを投入すべきかを検討すべき。」などの意見もあった。

PIR と IASB のリサーチ・基準開発プロジェクトとの関係については、「PIR は比較的新しい基準の有用性の評価に有用であって、既に実務的に安定している古い基準を評価するには馴染まない。古い基準に問題がある場合には、PIR ではなくリサーチプロジェクトを通じて対応すべきである。」という見解がコンセンサスであった。「PIR でどんなことが分かって、IASB として何をすべきかが重要。基準に問題があるとわかっている、すぐに修正できる場合にはリサーチをする必要はない。」という意見もあった。

PIR の実施タイミングとしては、「新基準導入後、2 年程度が適当である。」「PIR の実施タイミングの自由度を確保するために、アジェンダ・コンサルテーションの対象とする必要はないので

はないか。」などの意見があった。米国基準とのコンバージェンスについては、あまり議論する時間がなかったが、「コンバージェンスよりも IFRS 自体の高品質化を重視すべき。」との意見があった。

■ 意見募集：「IFRS 財団の組織とその有効性」について

11月に続き、今回も IFRS 財団トラスティーによる意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」が主要議題の1つであった。特に今回は、トラスティーおよび IASB 理事の資格要件、構成、定数を中心に議論した。この議題については、4つの分科会に分かれて議論し、その後、各グループのリーダーから分科会報告がなされた。

トラスティー及び IASB の理事の選任に関しては、「それぞれの職責・要件を明確にした上で、それぞれの職務にベストの人材を指名すべきである。」という意見がある一方、「人選に当たっては、ある程度の自由度も認められるべきである。」との意見があった。

また、トラスティー、IASB 理事の選任に当たって、各国の IFRS 財団への資金拠出額を絡めることには反対意見が強かった。例えば、「フリーランチを防ぐために、最低限の拠出を求めるのは良いとしても、資金拠出額を資格要件とすることにより、その資格を買うことができるようにすべきではない。」との意見があった。

地域枠に関しては、「トラスティーについてはどの地域を代表しているかは考慮すべき重要な要素であるが、IASB については2次的な要素である。」という意見が強かった。トラスティー選任にあたって、各地域枠をどのように決めるかについては、全体枠 (at large) の拡大を支持する声が強かった。また、北米・南米を1つの米州枠に統合すべきという案には、一定の支持が集まった。

IASB 理事の定数は現状16名であるが、2名の欠員がある。各分科会とも、「これを現行の14名、または13名とすべきである。」という意見がコンセンサスであった。定数拡大の意見は殆ど聞かれなかった一方、筆者が議長を務めたグループ3では、「IASB 理事は世界各国に出張しなければならないため、現体制の14名からの定員削減は理事の負担増につながる。」(IASB 現職理事) という意見も出ていた。

IASB 理事の定数を奇数にするべきか、偶数にするべきかという点も議論された。奇数であれば必ず多数決が成立するが、偶数であれば票が半々に分かれる可能性があるからである。この論点について、筆者は「IASB の理事定数は、奇数でも偶数でもどちらでもよい。偶数で票が半々に分かれた場合には、IASB 議長の票が決定権を持つとすればよい。」との見解を表明した。

また、11月に続き、IASB の開発する会計基準を NPO にまで拡大するべきかという論点が改めて検討されたが、否定的な見解が多かった。AC 会議では IASB の役割拡大については、NPO に限らず公的セクター会計基準の開発についても過去に議論した。しかし、その度に IASB のリソース制約を理由に、IASB の責任範囲・役割を拡大することには否定的な意見が示されている。

本セッションでは、IFRS 財団の体制に関して、河野モニタリング・ボード議長より今回の意見募集とモニタリング・ボードの関係について、「モニタリング・ボードは必ずしも今回の意見

募集の対象にはなっていないものの、IFRS 財団のガバナンス体制の中核をなすため、体制見直しの影響を受ける。従ってモニタリング・ボードもまた当事者であるため、今回の意見募集にコメント・レターを出すことは控えている。しかし、モニタリング・ボードを含むガバナンス体制の改善に対する声があれば、真摯に耳を傾けて行きたい。また、モニタリング・ボードの透明性に関する批判に対しては、改善すべく努力していく所存である。」とのコメントがあった。

筆者の「前回のミーティングにおいて言及された、モニタリング・ボードの役割見直しについて進展はあったのか。また、透明性向上についても何らかの成果はあったのか。」という質問に対しては、「モニタリング・ボードの役割については、年次活動計画を作成中であるが、トラスティーとの連携を深めて行きたいと考えている。また、IASB の説明責任・独立性の重視に加えて、基準設定プロセスそのものの独立性確保を重視して行きたい。一方、透明性向上に関しては、ホームページやその他のコミュニケーション手段により改善を図って行きたい。また、このような会議に議長が積極的に出席することで、モニタリング・ボードの透明性向上につなげていきたい。」との回答があった。

■ 企業報告の将来像

2016年2月のAC会議で最も時間が割かれたのが、「企業報告の将来像」のセッションであった。今回は、欧州会計士連盟 (Federation of European Accountants, FEE)、金融安定理事会 (Financial Stability Board, 以下 FSB) の「気候関連財務情報の開示に関するタスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures, 以下 TCFD)、カーボントラッカー・イニシャチブ (Carbon Tracker Initiative, 以下 CTI) よりスピーカーを招き、企業報告の将来像、気候変動の財務報告、企業報告への影響について議論した。

企業報告の将来像に関する議論はまだ始まったばかりであるが、IASB 及び IFRS 財団はこの分野に一定のリソースを割いて、関与していくべきであることにはコンセンサスが見られた。一方、企業報告の将来像について、余りにも多くのイニシャチブが乱立しているため、それらが調整された形で「企業報告」が将来に向けて発展するかどうかは、はなはだ疑問であるという意見もあった。

FEE が市中協議文書「企業報告の将来像—変化へのダイナミクス創生」で提案している「Core & More」アプローチについては、支持する声が多かった。しかし、企業報告の中核をなす Core 報告書については、Core を定義するのは誰か、Core として何が定義されるのかに関して、一層の明確化が必要であることなどが指摘された。

「気候変動と企業報告」のセッションでは、TCFD、CTI よりスピーカーを招き、両イニシャチブの趣旨・概況を聞いた。TCFD は G20 の FSB に対する要請で、2015年12月に創設されたばかりの組織である。TCFD の主な任務は、気候変動に伴う財務リスクに関する一貫した開示原則の開発であるが、まだ活動は緒についたばかりであり、その影響を評価するのは時期尚早という印象であった。一方、CTI は民間非営利シンクタンクで、資本市場の動きを通じて CO2 排出を抑制し、気候変動の悪影響を抑制することを目的としている。しかし、どちらのイニシャチブ

についても IFRS への影響を評価するには時期尚早という印象であった。AC 会議の結論は、IFRS 財団として緊急の対応は必要ないものの、その動向には常に留意していくべきであるというものであった。

■ 概念フレームワーク

IASB のテクニカル・プリンシパル、Rachel Knubley 氏より、「概念フレームワーク」公開草案へのコメントの要約を受けた後、今後の進め方や改訂頻度などについて議論がなされた。様々な利害関係者の意見を IASB にインプットすることが目的のため、AC 委員の意見は分かれた。

概念フレームワーク完成に向けた今後の進め方については、「概念フレームワーク全体について一括して完成させるべきである。」という意見と、「慎重な検討が必要な論点については拙速に結論を出さず、むしろ段階的に完成させるべきである。」という意見に分かれた。

概念フレームワーク自体の位置づけは、「必要に応じて随時見直しされるべき「生きた文書 (a living document)」であるべき。」という意見がある一方で、「概念フレームワークの頻繁な見直しは、むしろ利害関係者に無用な混乱を招く。」という意見もあった。

また、中国の委員からは、その他の包括利益 (OCI) の利用、蓋然性の認識規準、複数の測定基礎の使用について、さらなるリサーチを求める意見が出された。同委員は、「蓋然性の認識規準は維持されるべき、複数の測定基礎の使用を制限すべきである。」という意見で、わが国の立場に近いと感じられた。

最後にフーガーフォースト議長から、「概念フレームワークについては、極力早く文書公表に漕ぎ着けたい。測定について従来以上にガイダンスを充実させたい。OCI に関わる原則については、一般に思われている以上に意味のある議論が出来ており、OCI の利用に関する実務ガイダンスを充実させることができるだろう。5 年毎に概念フレームワークを見直すことは必要ではあるが、あまり修正が必要にならないようにしたい。」とのコメントがあった。

Ⅲ. おわりに

本稿を締め括るにあたり、2016 年 2 月の IFRS-AC 会議における重要論点である IFRS 財団の有効性、企業報告の将来像について簡単に私見を述べて結びとしたい。

IFRS 財団の体制とその有効性

今回の IFRS-AC 会議では、「IFRS 財団の体制とその有効性」、「企業報告の将来像」について最も多くの時間が割かれた。IFRS 財団の体制と有効性に関する議論では、トラスティーや IASB 理事の定数、構成、資格要件が議論された。この議論の中では、「資金拠出額をベースにトラスティー、IASB 理事の選任を行うべきではない。」ということが殆ど総意であった。

資金拠出額をベースにトラスティーや理事を選ぶと、例えば米国などの発言権を制限することになる。IFRS 財団は GDP 割りで各国に資金拠出を求めているが、米国は IFRS を強制適用し

ていないこともあり、割当額を下回る資金拠出しかしていない。しかし、IFRS 財団における発言力は極めて強いため、反発の声もある。筆者自身は会議前、資金拠出額をトラスティー、理事の選任要件の 1 つとして、米国に資金拠出増額を迫るという選択肢もあり得るのではないかと考えていた。しかし、「資金拠出額をトラスティーや IASB 理事の選任に絡めることは、カネでポストを買えるようにするようなものであり、そのようなことはすべきではない。」というある AC 委員の発言を聞き、今回の議論を通じ自分の考えが浅慮であると反省した。

企業報告の将来像

企業報告の将来像で議論した、FEE が提案する「Core & More アプローチ」は、「統合報告<IR>」をさらに整理したようなアプローチである。日本でも、経済産業省の「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会・企業情報開示検討分科会」で検討した「モジュール型開示システム」の発想と似ているところがあると思った。対話促進研究会の議論を受けてなされた金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」では、「モジュール型開示システム」の議論はなされなかったものの、有価証券報告書における MD&A、非財務情報の拡充の方向性が打ち出されている。企業報告において財務情報・定量情報の重要性は変わらないものの、非財務情報・定性情報の重要性が増しており、財務情報と非財務情報の統合的な開示は世界的に非常に重要な論点となっている。今後も AC 会議の重要テーマであり続けると思われる。

以上